



審査請求について

市税の課税や、滞納処分の決定に関して不服のある場合は、文書により市長に対し審査請求をすることができます。

又、処分の取消しの訴えは、審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起できます。

ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。

審査請求の期限は、次のとおりです。

処分の内容	申立ての期限
市税の賦課（課税）の決定	処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
差押え	差押えがあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

※ 処分、督促又は差押えがあったことを知った日とは、納税通知書、督促状又は差押えの通知を受け取った日などのことです。

固定資産評価審査委員会に対する審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合には、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

(1) 審査申出ができる人

固定資産税の納税者又はその代理人

(2) 審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）

※ 税額等に関する不服の場合は、上記の審査請求になります。

※ 土地・家屋については、基準年度（3年ごとの評価替えの年度）の価格が原則として3年間据え置かれるため、基準年度以外の年度で審査申出ができるのは、家屋の新增築や地目の変換があった場合等に限られます。（直近の基準年度は令和6年度です。）

固定資産評価審査委員会とは

市民、市税の納税義務がある者、学識経験者の中から、市議会の同意を得て市長が選任した審査委員で構成され、審査申出のあった価格（評価額）について公正に審査する中立の行政委員会です。